

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第58号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条の9第1項第7号中「第701条の34第3項第19号」を「第701条の34第3項第18号」に改める。

様式第3号1（第3面）中

| 減免割合 | |
|------|-----|
| 均等割 | 所得割 |
| | |

を

| 減免税額（市民税+府民税） | |
|---------------|-----|
| 均等割 | 所得割 |
| 円 | 円 |

に改め、同様式2備考以外の部分中

| | |
|-----|-----|
| 夫あり | 未成年 |
| | |

を

| |
|-----|
| 未成年 |
| |

に、

| | |
|-------|-----|
| 寡婦・寡夫 | 老年者 |
| | |

を

「

| |
|-------|
| 寡婦・寡夫 |
| |

に改める。」

